

副本

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号
九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原 告 甲ほか67名
被 告 国

被 告 最 終 準 備 書 面

平成30年9月13日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

被告指定代理人 大島 広規 
九谷 福弥 
長谷川 律 
花田 久美子 
塩田 剛志  代
季武 雅子  代
藤崎 雅高  代

目 次

第1 はじめに	5
1 事案の概要	5
2 本件の争点及び被告の主張の要旨	5
(1) 本件の争点	5
(2) 被告の主張の要旨	6
第2 九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合するとは認めるに至らないとして本件不指定処分をした文部科学大臣の判断が、裁量権の範囲を逸脱、濫用したものといえないこと（争点①について）	7
1 支給対象外国人学校として指定されるためには、本件規程13条を含む各要件を充足する必要があったこと	7
(1) 就学支援金制度の仕組み	7
(2) 本件規程13条適合性のあるべき判断枠組み	8
(3) 教育基本法、学校教育法及び支給法等の定めからは、ハ規定の「高等学校の課程に類する課程」を有するといえるためには、申請者において、少なくとも、①当該学校における教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであること、②支給した就学支援金が授業料以外の用途に流用されるおそれがないこと、③外部団体・機関から不当な人的、物的な支配を受けていないこと、④反社会的な活動を行う組織と密接に関連していないことについて、主張立証しなければならないこと	9
(4) 本件規程13条の解釈の在り方に関する原告らの主張には、いずれも理由がないこと	12
2 本件規程13条の適合性の判断について、文部科学大臣に裁量があること	16
(1) 本件規程13条の適合性の判断は、文部科学大臣に委ねられており、同判断について同大臣に裁量があること	16

(2) 本件規程 13 条適合性の判断に当たり、文部科学大臣の内心ないし主觀が問題になり得ないこと	17
3 本件不指定処分は、文部科学大臣に与えられた裁量権を逸脱、濫用したものでないこと	17
(1) 九州朝鮮中高級学校について、本件規程 13 条の基準に適合すると認めるに至らないと判断したことは、不合理といえないこと	17
(2) 本件不指定処分に裁量権の逸脱・濫用がないことは、不指定処分後の事情によつても明らかであること	28
4 板垣意見書、三輪意見書、安達意見書及び成嶋意見書は、いずれも本件不指定処分の違法性を根拠づけるものでないこと	29
5 本件不指定処分は、外交的、政治的理由によるものでないこと	31
6 結論	31
第3 ハ規定の削除（本件省令改正）は、支給法の委任の趣旨を逸脱したものでないこと（争点②について）	32
1 原告らの主張の要旨	32
2 原告らの主張に理由がないこと	32
(1) はじめに	32
(2) 委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かについてあるべき判断手法	33
(3) ハ規定を削除する本件省令改正は、支給法の委任の趣旨を踏まえてされたものであつて、支給法の委任の趣旨を逸脱しないこと	33
(4) ハ規定を削除する本件省令改正は、支給法の委任の趣旨を逸脱しておらず、適法、有効であること	35
(5) ハ規定の削除が外交的、政治的理由によりなされたものであるとの原告らの主張が失当であること	36
第4 本件不指定処分が本件規程 15 条に違反するものでないこと（争点③について）	

て) _____	38
1 原告らの主張の要旨	38
2 原告らの主張に理由がないこと	38
(1) 審査会の意見は、文部科学大臣の判断の際の考慮要素の一つにすぎず、その内容によって、直ちに本件不指定処分の適法性が左右されるものでないこと	38
(2) 本件不指定処分は、審査会の意見を踏まえたものであること	40
(3) 小括	41
第5 本件不指定処分等は、行政手続法に違反するものでないこと（争点④について) _____	42
1 原告らの主張の要旨	42
2 原告らの主張には理由がないこと	42
(1) 本件申請に係る審査手続停止は違法でなく、行政手続法6条及び7条に違反しないこと	42
(2) 本件規程及び本件不指定処分は、行政手続法5条1項に違反しないこと	43
(3) 小括	44
第6 本件不指定処分等は、原告らの受給権又は受給に向けた期待権を侵害するものでなく、憲法及び条約にも違反しないこと（争点⑤について) _____	44
1 原告らの主張の要旨	44
2 原告らの主張はいずれも誤りであること	44
(1) 原告らの受給権又は受給に向けた期待権を侵害しないこと	44
(2) 本件不指定処分は、憲法14条に違反するものでないこと	45
(3) 國際人権A規約に違反しないこと	45
(4) 人種差別撤廃条約に違反しないこと	47
第7 結論 _____	48

被告は、本準備書面において、証拠調べの結果を踏まえ、従前の主張を整理し、ふえんする。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 はじめに

1 事案の概要

本件は、九州朝鮮中高級学校を設置、運営する本件法人が、文部科学大臣に対し、平成22年11月29日付けて、支給法2条1項5号、本件省令1条1項2号ハ（ハ規定）、本件規程14条1項に基づいて、外国人学校として支給対象外国人学校の指定を受けるために本件申請をしたところ、同大臣から、平成25年2月20日、①本件規程13条に適合するとは認めるに至らなかったこと、②ハ規定を削除したことを理由として、本件不指定処分を受けたことから、九州朝鮮中高級学校の高級部に在籍していた、又は在籍しているとする原告らが、就学支援金を受給する権利等を侵害され、精神的苦痛を受けたなどとして、被告に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求める事案である。

2 本件の争点及び被告の主張の要旨

（1）本件の争点

本件の中心的な争点は、裁量処分である本件不指定処分が違法であるか否かであり、具体的には、①本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないとした文部科学大臣の判断が裁量権の範囲を逸脱し、又は支給法が同大臣に裁量を認めた目的を無視し、著しく妥当性を欠き、裁量権の濫用があつたと認められるか否かのほか、②ハ規定を削除したこと（本件省令改正）が、支給法2条1項5号の委任の範囲を逸脱するか否か、③本件不指定処分が審査会の意見の聴取について定めた本件規程15条に違反するか否か、④本件不指定処分が行政手続法5条ないし7条に違反するか否か、⑤本件不指定処

分が憲法ないし条約等に違反するか否かも争点となっている。

(2) 被告の主張の要旨

文部科学大臣は、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校について、朝鮮総聯や北朝鮮との密接な関係が疑われ、その関係性等により法令に基づく適正な学校運営がされていることについて十分な確証が得られなかつたことから、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らなかつたものである。かかる判断は、何ら不合理なものでなく、その裁量権を逸脱、濫用するものではない（争点①）。

また、ハ規定を削除する本件省令改正を行つたのは、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校について、指定に係る審査の過程において指定の基準を満たすかどうかの審査に限界があることが明らかになり、上記のとおり支給対象外国人学校の指定をすることができず、他方、当時、同規定によって指定した一部の外国人学校以外に同規定による指定を求める外国人学校はなく、同規定を存続させる必要性もないことを理由とするものであり、本件省令改正は、支給法の委任の趣旨を逸脱するものでない（争点②）。

さらに、支給法は、審査会の意見を聞くことはもとより、審査会を設置すること自体何ら規定していない上、文部科学大臣は、審査会の意見が就学支援金支給対象外国人学校の指定の判断に資すると考えられたため、本件規程15条を設けたのであって、審査会の意見は支給対象外国人学校として指定するか否かの判断のための考慮要素の一つにすぎない。したがって、審査会の意見の内容によって、直ちに本件不指定処分の適法性が左右されるものではない。しかも、本件不指定処分は、むしろ審査会の意見を踏まえてされたものである。したがって、本件不指定処分は本件規程15条に違反しない（争点③）。

最後に、本件不指定処分及び本件省令改正は、いずれも、行政手続法、憲法及び国際人権規約等の諸条約に何ら違反するものでない（争点④及び⑤）。

以上は、これまで繰り返し主張してきたところであるが、これまでの審理経過を踏まえ、上記各争点ごとに、被告の主張を整理した上、改めて、本件不指定処分が適法であり、文部科学大臣の判断に職務上の義務違反はなく、原告らの主張に理由がないことを明らかにする。

第2 九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合するとは認めるに至らないとして本件不指定処分をした文部科学大臣の判断が、裁量権の範囲を逸脱、濫用したものといえないこと（争点①について）

1 支給対象外国人学校として指定されるためには、本件規程13条を含む各要件を充足する必要があったこと

（1）就学支援金制度の仕組み

ア 支給法は、公立高等学校について授業料を徴収しないとするとともに、公立高等学校以外の高等学校等（私立高等学校等）の生徒等が、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができるとしており、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として制定されたものである（同法1条、2条2項及び3項）。そして、支給法2条1項5号は、就学支援金制度の対象となる「私立高等学校等」のうち、専修学校及び各種学校については、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」と定めている。同規定を受けて制定されたのが本件省令であり、その1条1項2号ハ（ハ規定）は、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」として、「文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」と規定した。このハ規定を受けて制定されたのが本件規程である。

したがって、本件省令1条1項2号イ及びロに該当しない外国人学校について同号ハにより指定がされるか否かは、本件規程に基づき判断される

こととなる。

イ 本件規程は、第1章において「総則」、第2章において「指定の基準」、第3章において「指定の手続等」をそれぞれ定めているところ、指定の基準については、修業年限、授業時数、同時に授業を行う生徒、授業科目、教員数、教員の資格、校地等、校舎等、校舎の面積、設備に関する基準が定められているほか、「指定教育施設においては、学校教育法第134条第2項において準用する同法第42条及び第43条並びに学校教育法施行規則（括弧内省略）第190条において準用する同規則第66条第1項の規定による学校運営の状況に関する自己評価及びその結果の公表並びに情報の積極的な提供、私立学校法（括弧内省略）第64条第5項において準用する同法第47条第1項及び第2項の規定による財産目録等の備付け及び閲覧、その他の法令に基づく情報の提供等が適正に行われなければならない。」（12条）とし、さらに、「前条（引用者注：本件規程12条）に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」（13条）としている。

ハ規定を根拠とする外国人学校については、これら各要件を充足しているものと認められて初めて支給対象外国人学校の指定を受けることができる。その一方で、上記各要件を充足していると認められない場合はもちろん、上記各要件を充足していると認めるに至らない場合にも、要件を充足していないのであるから、支給対象外国人学校としての指定を受けられないことは当然である。

（2）本件規程13条適合性のあるべき判断枠組み

教育基本法及びその関係法令に基づき設置された学校において、日本国憲法の基本原理を含む教育基本法の理念ないし基本原則に矛盾・抵触するような教育が行われたり、学校運営が行われることは想定されていないといふべ

きであり、教育関係法令において教育の理念、教育内容、学校運営等について定められた場合、その内容は、上記のような趣旨に基づき理解されるべきであるし、教育関係法令の解釈は、このような教育法体系を踏まえて、これと整合するように解釈されるべきである。このことは、被告第11準備書面第2の1ないし3（9ないし20ページ）で詳述したとおりである。

(3) 教育基本法、学校教育法及び支給法等の定めからは、ハ規定の「高等学校の課程に類する課程」を有するといえるためには、申請者において、少なくとも、①当該学校における教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであること、②支給した就学支援金が授業料以外の用途に流用されるおそれがないこと、③外部団体・機関から不当な人的、物的な支配を受けていないこと、④反社会的な活動を行う組織と密接に関連していないことについて、主張立証しなければならないこと

ア 前記(2)で述べたとおり、我が国の教育法体系を前提とすれば、教育関係法令を解釈するに当たっては、教育基本法の理念に沿うものとして解釈する必要がある。いうまでもなく、支給法も教育関係法令であるから、支給法並びにその下位規範である本件省令及び本件規程を解釈するに当たっても、教育関係法令の根本法たる性質を有する教育基本法の理念及び基本原則に沿わなければならないことは、当然である。

この点、被告第11準備書面第2の3(2)（17ないし20ページ）で述べたとおり、支給法2条1項5号は、支給法の対象となる学校について、「…各種学校のうち…高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」と規定し、ハ規定を定めるものであるが、上記のような観点に照らせば、これらの規定における「高等学校の課程に類する課程」とは、単に学校教育法の定める高等学校の学科を授業として教えているなどといった形式的なことを指すだけでなく、当該高等学校の教育内容や運営が教育基本法の理念及び基本原則に沿ったものであることを含意

するものといえる。本件規程13条が、「高等学校の課程に類する課程」を有するか否かを判断するための基準として、「…指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と規定し、これに該当しない場合には「高等学校の課程に類する課程」の要件を満たさないとするのも、このような理解に基づくものといえる。

そして、このような意味での本件規程13条適合性については、ハ規定に基づく指定が授益的処分であることを踏まえても、申請者が立証責任を負うことになる。

以上を踏まえて、本件規程13条の基準を更に分析すると、次のように整理することができる。

イ まず、学校教育は、教育の目標が達成されるよう、体系的な教育を組織的に行うものを指すことから（学校教育法6条2項参照），教育基本法や学校教育法の定める教育の目標を実現するために最も重要な要素は、教育内容といえる。教育内容が教育基本法や教育関係法令に沿うものでなかつたり、偏った政治教育が行われたりするときは、教育基本法の定める教育の目標の達成は到底望めないといえ、このような学校の運営は、およそ教育基本法その他の関係法令に基づく適正なものといえないからである。

したがって、本件規程13条所定の「法令に基づく学校の運営を適正に行」うものといえるためには、まずもって、①教育内容が教育基本法の理念に沿っていること（この理念と相容れない内容の教育が行われていないこと）が必要不可欠である。

ウ また、本件規程13条は、法令に基づく学校の運営を適正に行うことの例示として、「高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当」を挙げる。支給法は、国費の支出を伴う制度であり、教育支援の美名の下に教育基本法を始めとする教育関係法令の趣旨に反してこれが浪

費されることは、到底許されるべきものでない。支給法8条も、「支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。」として、いわゆる代理受領制度を導入しているところ、これは、支給した就学支援金が他に流用されることなく個々の生徒の授業料債権に確実に充当されることを期することにその趣旨があり、上記のような理解を前提とするものである。そうである以上、このような弁済に確実に充当されないのであれば、かかる学校運営は、もはや「高等学校の課程に類する課程」を有するものとして、国費を支出するにふさわしいものといえないことを意味する。

したがって、本件規程13条により、授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営が適正に行われているというためには、②支給した就学支援金が生徒等の授業料に係る債権に確実に充当され、これが外部機関に流出するおそれがないことが求められる。

エ 次に、前記イ及びウで挙げた当該教育施設の教育内容が教育基本法の標榜する理念に沿わないおそれや、支給した就学支援金が授業料債権に充当されることなく外部に流用されたりするおそれは、外部機関から人的、物的に不当な支配を受けていることにより生じるといえる。その意味では、このような不当な支配を内包する学校運営自体、支給法に基づき国費を支出するにふさわしいものといえないということができる。

したがって、本件規程13条により、法令に基づく学校の運営が適正に行われているというためには、③外部機関から人的、物的に不当な支配を受けていないことが必要である（教育基本法16条1項参照）。

オ このほか、そもそも反社会的な活動を行う組織と密接に関連する教育施設は、そのような密接な関係を有するということのみをもって、「平和で民主的な国家及び社会」の形成に資する者を育成するという教育基本法の

理念に反することは、多言を要しないというべきである。

したがって、本件規程13条により、法令に基づく学校の運営が適正に行われているというためには、④反社会的な活動を行う組織と密接な関連を有していないことが必要である。

カ 以上のとおり、「高等学校の課程に類する課程」を有するか否かを判断するための基準として本件規程があるところ、「…指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と規定する本件規程13条の要件に適合するというためには、少なくとも、上記①ないし④が認められる必要があると解すべきであり、これらの事実を認めることができなければ、本件規程13条に適合するといえず、当該申請は却下されるべきことになる。

そして、かかる事実については、申請者においてこれを立証する責任があるというべきである。

(4) 本件規程13条の解釈の在り方に関する原告らの主張には、いずれも理由がないこと

ア 原告らは、本件規程13条は就学支援金支給対象校を指定する際の実質的要件を定めた規定でなく、一種の訓示規定と解するほかないと主張し、その理由として、①ハ規定に係る本件規程も、同号イ及びロの規定と同様、「教育課程の大綱的部分を問うものでなければならない」が、本件規程13条についてみると、その内容は「学校の運営体制にまで言及し」た教育課程の大綱的部分にとどまらないものである、②本件規程13条の文言を見ても、客観的な基準として定められたものでないことを示している、③他の高等学校と比べ不合理に要件を加重するものである(原告準備書面(17)第2章第2の1・27ないし31ページ)などと主張する。

(7) しかしながら、上記①の点については、支給法2条1項5号及びハ規

定所定の「高等学校の課程」とは、高等学校学習指導要領の「教育課程」と同義でなく、教育内容、学校の組織及び運営体制を含む「教育そのもの」として、「教育課程」よりも広い概念とされている。このことは、学校教育関係法令上、「教育課程」あるいは「課程」の定義規定はないものの、例えば、学校教育法66条が「中等教育学校の課程は、これを前期3年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する。」と定めており、同法の解釈として「『課程』とは、学校が提供し、生徒等が履修すべき体系化された教育そのものを指すものである」とされていること(乙第39号証)、また、同法128条4号が「目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱」として、明確に「課程」と「教育課程」という語句を使い分けていることからも、明らかである。

そして、高等学校学習指導要領の「教育課程」を有しているかどうかということと、就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当される態勢等が整っているかどうか、あるいは財務関係を含む学校運営が適正に行われているかどうかということは、内容が異なる別個の問題である。高等学校指導要領の「教育課程」を有しているからといって、必ずしも就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当が行われる態勢等が整っている、あるいは財務関係を含む学校運営が適正であることにならない。

そもそも、学校の運営体制については、学校教育法や私立学校法を始めとする教育関係法令においても多くの規定が設けられており、学校の運営体制は、高等学校の課程に類する課程であるかどうかの判断に当たって無視することのできない、考慮すべき重要な観点である。

したがって、規程の内容は「教育課程の大綱的部分を問うものでなければならぬ」などとする原告らの主張には理由がない。

(イ) 上記②の点については、本件省令1条1項2号への審査に当たって、

形式的、外形的な審査にとどめるべきと定めた規定は、支給法にも本件省令にも一切ない。支給法及び本件省令の規定、本件省令1条1項2号への制定経緯並びに本件規程13条の趣旨等からすれば、本件規程13条の適合性に係る審査として、関係法令に基づく学校運営の適正性を実質的に審査することができるは当然である。

したがって、本件規程13条の文言を見ても、客観的な基準として定められたものではないことを示しているとの原告らの主張は前提を欠き、理由がない。

(ウ) 上記③の点については、被告第8準備書面第5の2(2)ア(7)(29及び30ページ)で述べたとおり、本件省令1条1項2号イ及びロの外国人学校については、「高等学校の課程に類する課程」を有することが制度的に担保された類型の学校であり、そのような制度的担保がないハ規定の対象となる学校とは前提が異なる。

したがって「高等学校の課程に類する課程」を有することについての制度的担保がないハ規定の対象となる学校について、そのような制度的担保を有する学校に比して指定要件が異なるのは当然であって、他の高等学校と比べて不合理に要件を加重するものではない。

原告らの主張は、この点を看過ないし無視したものであり、理由がない。

イ(ア) また、原告らは、「規程13条の『法令』に会計事務に関する法令が含まれるとしても、(中略)要件該当性が否定されるのは、当該学校に学校の財務会計に関する法令違反が認められ、かつ、そのことにより就学支援金が授業料に係る債権の弁済に充当されない具体的な可能性が現に生じている場合に限定されると解するべきである」と主張する(原告準備書面(17)第2章第2の2(2)・32ページ)。

(イ) しかしながら、被告第8準備書面第3の4(19及び20ページ)、

被告第11準備書面第2の3(2)ウ(19ページ)及び前記(3)ウ(10ページ以下)などで繰り返し述べたとおり、支給法は、就学支援金が受給権者である生徒等の授業料に係る債権に確実に充当されることを要請し、法令に基づく学校運営を適正に行うことができない学校を就学支援金支給の対象校とすることを許容していないのであり、就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当されない疑いがあって本件規程13条の要件に適合すると認めるに至らないにもかかわらず、「充当されない具体的可能性が現に生じている」といえなければ支給対象外国人学校として指定しなければならないとするのは、支給法の趣旨に反するものである。

これまで繰り返し述べてきたとおり、支給法において、就学支援金制度を私立高等学校等の設置者に対する機関助成とせず、生徒個人に対する助成と構成した趣旨は、在学する学校の設置者の種類や意向にかかわらず、より幅広く後期中等教育段階において学ぶ生徒等に対して確実な支援をすることを可能とするためである(乙第2号証4及び5ページ)。そして、そのためには、受給権者である生徒等個人に支給した就学支援金が授業料以外に流用されることを防止する必要がある。受給権者である生徒等個人に支給した就学支援金が授業料以外に流用されるおそれが否定できない場合には、正に生徒等個人に対する確実な支援とならないのであるから、支給法が、そのような場合にまで支給対象外国人学校の指定を要請しているとは解されない。このように、支給法の趣旨からすれば、流用のおそれが否定できない場合には支給対象外国人学校に指定しないと文部科学大臣が判断することは不合理でなく、むしろ当然である。だからこそ、本件規程13条は、指定要件として「高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当」と規定しているのである。

したがって、原告らの主張には理由がない。

2 本件規程 13 条の適合性の判断について、文部科学大臣に裁量があること

(1) 本件規程 13 条の適合性の判断は、文部科学大臣に委ねられており、同判断について同大臣に裁量があること

支給法は、同法 2 条 1 項 5 号において、各種学校につき「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り」就学支援金の支給対象とするものと規定しており、「高等学校の課程に類する課程」ということの内容を含めて、どのような各種学校について当該課程を置くものとして就学支援金支給の対象校とするかの判断を、文部科学大臣に委ねている。これは、外国人学校が、学校教育法 1 条の規定する学校及び専修学校（同法 124 条）として認可を受けることができないという同法の体系（同法 1 条、124 条、134 条参照）の下でも、後期中等教育を行っている外国人学校が存在し、支給法の目的からすると、どのような外国人学校についても就学支援金の支給対象とし、もって教育の機会均等を図ることが望ましいと考えられる一方、各種学校には様々な学校が存在し、その教育課程や形態について制度的・客観的な基準が存在しないことに照らせば、いかなる学校の生徒等に対して就学支援金を支給すべきかは、その性質上、教育行政に通曉した文部科学大臣の専門的、技術的な判断に委ねるほかないとの趣旨に基づくものである。

そして、本件規程 13 条は、「…法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」と規定しているところ、前記 1(3)（9 ページ以下）でも述べたとおり、「法令に基づく学校の運営が適正に行」われている、すなわち、本件規程 13 条適合性が認められるというためには、教育内容が教育基本法の理念に沿っていることや、外部の反社会的組織と密接な関係を有していないことなどが必要とされるのであって、かかる事実の有無及び当該事実が前記 1(3) で述べた①ないし④に該当するか否かの評価には、教育的観点

からの一定の専門的、技術的判断を要し、当該判断は、文部科学行政に通じる文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられているものということができる（被告第11準備書面第4の3(2)ア・55ないし57ページ）。

(2) 本件規程13条適合性の判断に当たり、文部科学大臣の内心ないし主観が問題になり得ないこと

もっとも、上記被告準備書面において述べたとおり、ここでいう文部科学大臣の裁量権は、飽くまで本件規程13条の適合性判断に当たってのものであって、同条の要件を離れて、文部科学大臣の主観が問題となり得る性質のものでないことについては、注意する必要がある。

すなわち、本件規程13条は、「…指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権への確実な弁済など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と規定しているところ、当該要件における「就学支援金の授業料に係る債権への確実な弁済」や「法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」との事情は、その文言に照らしても、当該要件に該当する客観的事実の有無に基づき認定されるべき事柄であって、外交的、政治的理由などといった判断権者の内心ないし主観を考慮しなければその適合性を判断することができないというような筋合いのものでなく、むしろ、その文言に照らして、外交的、政治的理由などといった要素が入り込む余地がない。これらの要件充足性は、種々の資料等から処分当時に認められた客観的事実関係によって事後的かつ客観的に判断されるべきものであり、その際、処分の適否が、判断過程における事情や、判断権者である文部科学大臣の内心に係る主観的事情により左右されるものでないことは、明らかである。

3 本件不指定処分は、文部科学大臣に与えられた裁量権を逸脱、濫用したものでないこと

(1) 九州朝鮮中高級学校について、本件規程13条の基準に適合すると認める

に至らないと判断したことは、不合理といえないとこと

ア 客観的証拠から認められる九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校の置かれた状況（朝鮮総聯の特質、朝鮮総聯と朝鮮学校との関係、各朝鮮高級学校における教育内容等）

(7) 朝鮮総聯の性質

被告第11準備書面第3の2（21ないし23ページ）で述べたとおり、朝鮮総聯は、破壊活動防止法に基づく調査対象団体であり（乙第83及び84号証。なお、朝鮮総聯以外に破壊活動防止法に基づく調査対象団体となっているのは、オウム真理教、いわゆる過激派である革共同中核派、革労協解放派等である。）、また、公安調査庁は、朝鮮総聯の前身組織である在日朝鮮統一民主戦線が、これまでにダイナマイト、火炎びん等を使用して傷害や放火を引き起こすなど暴力主義的破壊活動を行った疑いがあり、北朝鮮とも密接な関係を有していることから、今後の情勢いかんによつては、将来、暴力主義的破壊活動を行うおそれがあることを否定し得ないものとしているところである。

そして、被告第11準備書面第3の2(3)（22ページ）で述べたとおり、朝鮮総聯の関係者が我が国において惹起した刑事事件は、近年に限っても複数ある上、いわゆる拉致事件の実行犯の本邦内における活動に朝鮮総聯関係者が関与していることが認定されるなどしている。

したがつて、朝鮮総聯は、どれほど控えめに評価しても、反社会的組織としての側面を有することが強く疑われる団体である。

(イ) 朝鮮総聯と朝鮮学校の関係

被告第11準備書面第3の3（23ないし25ページ）で述べたとおり、大阪朝鮮学園で要職を務めた者が、朝鮮総聯そのものや朝鮮総聯の傘下団体の要職に就任し、その後再び朝鮮学校の要職に就くなどしている。このような人事面のみを見ても、朝鮮総聯と朝鮮学校が極めて密接

な関係を有していることは、疑いがない。

(4) 教育内容に対する影響について

朝鮮学校で使用されている全ての教科書は、「総聯中央常任委員会教科書編纂委員会」で編さんに行われ、朝鮮総聯の事業体である「学友書房」から出版されている（乙第104の1ないし139号証の2）。また、被告第11準備書面第3の3(2)（24及び25ページ）で述べたとおり、朝鮮総聯の議長が、再三にわたり、各朝鮮学校において北朝鮮の指導者の道訓を忠実に実施することや、朝鮮大学校への進学指導活動に朝鮮高級学校が一丸となって取り組むなどと宣言しているところである。

朝鮮高級学校で使用されている教科書自体にも、「総連は、初級学校から大学校に至る民族教育体系を立派に整え、学校前教育体系と民族学級、午後夜間学校、土曜児童教室のような準正規教育網も、体系的に整えて来ている」（「社会」中級部3年、乙第41号証）、「在日同胞は、総聯のような偉力ある僑胞組織を結成し、主体性と民族性を堅持しつつ、民族教育をはじめとする権利擁護運動を力強く広げている。」、「民族教育事業の柱は、総連が運営している我々の学校教育である。総聯は幼稚班から、初級、中級、高級、大学に至る120の各級学校を設置し、同胞子女に対する民主主義的民族教育を自主的に実施している。」、「整然とした正規教育体系を作り上げ、新たな世代を民族人材として育てているところは、総聯と我々の同胞社会しかない。」、「世界の教育史にその類例を見出すことのできない民族教育の誇りに満ちた歴史には、教育援助費と奨学金をお送りくださいました、敬愛する主席さまと敬愛する將軍さまの熱い愛が宿っている。」などとそれぞれ記載されている（「社会」高級部3年、乙第143号証の1及び2）。

このように、朝鮮学校で使用される教科書には、それ自体、朝鮮総聯

と朝鮮学校とが密接な関係を有していることが明確に記載されている。

(イ) 各朝鮮高級学校における教育内容

各朝鮮高級学校では、同学年同科目であれば全て同じ教科書が使用されているところ（乙第144号証26ページ）、被告第11準備書面第3の4（25ないし29ページ）で述べたとおり、各朝鮮高級学校で使用されている現代朝鮮歴史、社会、国語、音楽、朝鮮文学などの科目の教科書には、過去から現在に至るまでの北朝鮮の指導者を賛美、礼賛し絶対的な価値として崇める記載が多々ある。

(オ) 小括

以上のとおり、各朝鮮高級学校は、反社会的組織としての側面を有する疑いが強い朝鮮総聯と極めて密接な関係を有していること、その教育内容も北朝鮮の指導者やその国家体制を唯一絶対の価値として賛美、礼賛するものであることが明らかである。

イ 朝鮮総聯との関係に係る照会に対する朝鮮学校からの回答

被告第1準備書面第5の3(2)（32及び36ページ）で述べたとおり、①支援室から照会された事項に関する九州朝鮮中高級学校側の回答は、北朝鮮や朝鮮総聯からの教育への影響等を否定するような記載であったものの、一方で、客観的には朝鮮総聯の協力を得たり、朝鮮総聯傘下の団体に加入、活動するなどしていることがうかがわれるような内容（乙第8号証1及び2ページ）があったばかりか、朝鮮総聯のホームページ等においては、後記ウで述べるとおり、支援室に対する九州朝鮮中高級学校側の回答と矛盾する内容が示されていたこと（乙第23号証）、②九州朝鮮中高級学校の支出に係る借入れを「教育会」名義で行っているところ、朝鮮総聯自らが、「朝鮮学校の管理運営は、朝鮮総聯の指導のもとに、教育会が責任をもって進めている。」（乙第25号証の4・86ページ参照）としていたこと、③九州朝鮮中高級学校について、「朝鮮総連関係者への融資に学校資産が利用されてい

た」との指摘（乙第51号証、乙第24号証の4）がされていたことなど、朝鮮総聯との不適正なつながりや、朝鮮総聯への資金の流出等がうかがわれる事情があった。

ウ 朝鮮総聯ホームページの記載

朝鮮総聯のホームページには、朝鮮総聯が在日同胞と共に朝鮮学校を日本各地に設立し、民族教育を実施している旨が記載されている上（乙第160号証1枚目）、不指定処分の直後である平成25年5月2日時点の朝鮮総聯ホームページにも、「朝鮮総聯と在日同胞は、幼稚園から初級学校、中級学校、高級学校、大学校にいたる120余校の各級学校を日本各地に設立して、在日同胞子女に民主主義的民族教育を実施している。」、「朝鮮総聯は、日本の都道府県ごとに47の地方本部をおいている。」、「地方本部は、中央本部の決定と方針にしたがって管轄地域の諸般の活動を企画、組織、推進し、管下の階層別団体、事業体、学校を指導する。」（乙第23号証2及び3枚目）などとして、朝鮮総聯が朝鮮高級学校を始めとする各朝鮮学校を「管下」として、その運営等を行っている旨が記載されていた。

エ 国内外の新聞報道

以下のとおり、国内外の新聞報道においては、朝鮮学校の不適切な財政運営、北朝鮮や朝鮮総聯との適正さを欠いた結び付きといった本件規程13条適合性や調査の実効性に疑いを生じさせる事実が、繰り返し報道されていた。

なお、被告第11準備書面第4の2(2)（34及び35ページ）で述べたとおり、被告としても、産経新聞等が報道している各事実について、報道があったことのみをもって、その報道内容が直ちに真実であるとまで主張しているわけではない（各報道内容が直ちに真実であるといえるなら、本件規程13条に「適合するものと認めるに至らない」でなく、「適合しないと認める」ことができることになる。）。しかしながら、産経新聞は、発行部数約160万部の日刊の全国紙であり、かかる新聞が、朝鮮総聯と朝鮮学校の不

適切な関係について、何らの根拠もないまま虚偽の記事を掲載して報道し続けると考へること自体不合理であるから、少なくとも、これらの報道によつて、朝鮮総聯と朝鮮学校との間に不適切な関係があることの疑惑が生じることは、明らかである。

(7) 平成22年2月11日産経新聞において、北朝鮮が過去半世紀以上にわたり日本国内の朝鮮学校に対して合計約460億円の資金提供を行っていた旨報道された（乙第24号証の1）。

なお、朝鮮総聯の機関誌である朝鮮新報にも、「金日成主席と金正日將軍、金正恩元帥が在日同胞子弟のために送った教育援助費と奨学金は、これまでで全163回にわたり、日本円で総額480億599万390円に達する。」と報じているところであり、上記産経新聞の記事の内容を朝鮮総聯自身が追認している（乙第152号証の1及び2）。

(4) 平成22年2月21日産経新聞において、朝鮮学校で、学費納入時に朝鮮総聯作家団体の活動費を同時に徴収していたこと、朝鮮総聯が保護者から多額の資金を吸い上げていた実態がある旨報道された（乙第33号証の2）。

(6) 同年3月11日産経新聞において、朝鮮学校で使用されている教科書には故金正日氏の決裁が必要である旨報道された（乙第24号証の2）。

(1) 同年9月26日産経新聞において、朝鮮学校の生徒のうち朝鮮総聯の幹部等の子供は学費が免除されており、朝鮮高級学校の場合には、朝鮮総聯が学費と同程度の額を教育手当として出すこととされており、同手当は、生徒や保護者が受け取らず、学校側の会計上で学費と相殺する形で処理されている旨報道された（乙第24号証の3）。

(5) 平成23年10月26日産経新聞において、朝鮮学校の校舎や敷地が朝鮮総聯の関連する金融機関の債務の担保となっており、そのうち高級学校を含む13校の校舎及び敷地が、同金融機関の破綻を受けて、仮差押えが

されている旨報道された（乙第24号証の4）。

- (カ) 同年11月1日産経新聞において、朝鮮総聯が朝鮮学園の理事会議事録を偽造した旨報道された（乙第24号証の5）。
- (キ) 同年11月18日産経新聞において、朝鮮総聯の元幹部の告発であるとして、「朝鮮学校への自治体からの補助金が、在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）に流用されていた疑いがある」旨報道された（乙第33号証の1）。
- (ク) 平成24年10月17日産経新聞において、朝鮮総聯が高級学校を含む関係団体等に対して、故金日成氏及び故金正日氏の肖像画を新しい肖像画に交換するよう指示し、同肖像画は、朝鮮総聯中央宣伝広報局が一括して準備し、その費用は対象機関が負担する旨報道された（乙第24号証の6）。
- (ケ) 在日本大韓民国民団発行「民団新聞」（2011.1.1）には、「総連の新たな内部文書を公開し、『朝鮮学校は金日成ー金正日親子へ〔忠誠の電文〕を送るという思想・政治運動を学校ぐるみで展開している』と批判」との記載があった（乙第25号証の1）。
- (コ) 在日本大韓民国民団発行「民団新聞」（2010.3.17）には、「こうした問題（引用者注：思想教育の問題）は朝鮮学校の上部団体が朝鮮総連であり、人事や配置まで朝鮮総連の指示を受けるという『垂直支配』に起因している」との記載があった（乙第25号証の2）。
- (サ) 北朝鮮報道機関「労働新聞」（2012年4月4日）に「総連は、我が共和国の堂々たる海外同胞組織であり，在日朝鮮学校は、総連組織が運営する合法的な民族教育機関である。」との記載があった（乙第25号証の3）。
- (シ) 在日本朝鮮人総聯合会中央常任委員会発行「朝鮮総聯」（1991年2月1日）には、「朝鮮学校の管理運営は、朝鮮総聯の指導のもとに、教育会が責任をもって進めている。」との記載があった（乙第25号証の4）。

オ 公安調査庁の「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁は、法務省設置法26条及び29条並びに公安調査庁設置法に基づいて設置された破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求等を行い、もって公共の安全の確保を図ることを任務とする行政機関である（公安調査庁設置法3条）。公安調査庁は、上記任務の遂行として朝鮮総聯等に対する調査を行い、かかる調査に基づいて公安調査庁長官が国会答弁を行い、国内外の諸情勢を「内外情勢の回顧と展望」に取りまとめて公表している。破壊活動防止法に基づく調査を行って公共の安全を確保することを任務とする国家機関が収集した情報を軽視できないことは当然であり、むしろ、かかる機関の情報は、高度の信頼性を有するというべきである。

そうであるところ、以下のとおり、当該公表資料においては、九州朝鮮中高級学校を始めとする各朝鮮高級学校について、以下の事実が示されていた。

(7) 公安調査庁作成に係る「内外情勢の回顧と展望 平成25年（2013年）1月」には、「朝鮮総聯は、我が国政府の『高校無償化』措置に関し、かねて朝鮮人学校生徒への適用を実現すべく諸活動に取り組んできたところ、2月から3月までの間、日本人支援者らを前面に出して『無償化』適用を求める集会や街頭署名運動などを集中的に実施した。また、7月から9月までを『無償化』適用実現のための『3か月集中戦』期間に設定し、主として朝鮮人学校の教職員、父兄、生徒らを動員して、各地で街頭宣伝活動を繰り広げたほか、我が国政府や政界関係者に対する要請活動などを行い、早期の適用を改めて求めた。」との記載がある（乙第28号証13ページ）。

(4) 公安調査庁作成に係る「内外情勢の回顧と展望 平成24年（2012年）1月」には、「7月に開催された『総聯の新たな全盛期を開くための中央熱誠者大会』では、『朝鮮人学校への生徒勧誘活動に取り組み、来年度の学生数増加が確定した』との記載（乙第29号証13ページ）や、

「思想教育においては、特に、権力の『世襲』に対する組織内の否定的な反応に留意しつつ、段階的に学習・伝達の対象を拡大していくものとみられる。また、組織拡大に向けては、基層組織と並んで、卒業生や生徒父兄なども含め多数の在日韓国・朝鮮人と関わりを有する朝鮮人学校を『活動の拠点』と位置付け、『同胞再発掘運動』の活発化に努めていくものとみられる。」との記載がある（同号証14ページ）。

(イ) 公安調査庁作成に係る「内外情勢の回顧と展望 平成23年（2011年）1月」には、「朝鮮総聯は、2010年（平成22年）初頭から、第22回全体大会（22全大会）に向け、活動を活発化させた。…（中略）…朝鮮人学校への生徒勧誘活動や会員に対する思想教養活動などの組織強化に向けた活動に集中的に取り組むなどして大会への気運醸成に努めた。」との記載（乙第30号証13ページ）や、「朝鮮総聯は、我が国政府の『高校無償化』措置に関し、朝鮮総聯中央に『対策委員会』を設置し（2月）、朝鮮人学校生徒への『無償化』適用実現に向けた活動に組織を挙げて取り組んだ。これら活動では、主に、朝鮮人学校教職員・父兄・生徒、日本人支援者らを前面に出して、『無償化』適用を求める世論の幅広い喚起に努め、我が国政府や政界関係者への要請活動、記者会見、集会・デモ、街頭署名運動などを継続的に実施するとともに、…（中略）…、早期の適用を改めて求めた。」との記載がある（同号証14ページ）。

(ロ) 公安調査庁作成に係る「内外情勢の回顧と展望 平成22年（2010年）1月」には、「朝鮮総聯は、朝鮮人学校での民族教育を『愛族愛国運動』の生命線と位置付けており、学年に応じた授業や課外活動を通して、北朝鮮・朝鮮総聯に貢献し得る人材の育成に取り組んでいる。朝鮮人学校では、一律に朝鮮総聯傘下事業体『学友書房』が作成した教科書を用いた朝鮮語での授業を行っている。例えば、高級部生徒用教科書『現代朝鮮歴史』では、北朝鮮の発展ぶりや金正日総書記の『先軍政治』の実績を称賛

しているほか、朝鮮総聯の活動成果などを詳しく紹介している。朝鮮総聯は、このほか、教職員や初級部4年生以上の生徒をそれぞれ朝鮮総聯の傘下団体である在日本朝鮮人教職員同盟（教職同）や在日本朝鮮青年同盟（朝青）に所属させ、折に触れ金総書記の『偉大性』を紹介する課外活動を行うなどの思想教育を行っている。」、「朝鮮総聯は、…（中略）…活動家・会員に対する思想教育を強化するとの方針を改めて打ち出した。」、「朝鮮総聯は、…（中略）…活動家1人が自己に割り当てられた在日朝鮮人5世帯に対する教育・宣伝普及の責任を負う『5戸担当宣伝員体系』の再整備に努める」との記載がある（乙第31号証14ページ）。

(オ) 公安調査庁作成に係る「内外情勢の回顧と展望 平成21年（2009年）1月」には、「各地方組織では、組織色を薄めた文化・体育サークル設置や福祉活動など、幅広い在日韓国・朝鮮人を取り込む『受け皿』づくりなどを行った」との記載（乙第32号証12ページ）や、「朝鮮総聯は、…（中略）…北朝鮮建国60周年に際しては、幹部活動家、若手活動家、商工人など各階層別の代表団を総勢数百人規模で北朝鮮に派遣し、…（中略）…これら代表団の一部は、朝鮮労働党幹部から、思想教育の徹底などを図るよう指導を受けた。」との記載がある（同号証12及び13ページ）。

カ 朝鮮総聯に関する国会答弁

平成22年11月17日の参議院予算委員会においては、公安調査庁長官が、「朝鮮総聯の影響は、朝鮮人学校の教育内容、人事、財政に及んでいると、このように承知しております。」との答弁をした（乙第34号証）。

キ 関係団体からの申入れ書

以下のとおり、関係団体からの申入書においても、朝鮮総聯と朝鮮学校の不適正なつながりや、朝鮮学校における教育内容等にまつわる記載があった。

(ア) 北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会作成に係る平成22年8月25日付け「朝鮮学校への国庫補助に反対する要請文」には、

「朝鮮学校の生徒らは、学内で組織運営されている『在日本朝鮮青年同盟（朝青）』という政治組織に全員加盟して、北朝鮮の金正日政権を支える政治活動に参加しています。…（中略）…総連は世論喚起のデモや集会に朝鮮学校生徒を『朝青』組織を通じて大々的に動員しています。朝鮮学校は純粹な教育機関ではなく、拉致被害者をいまだに帰さない朝鮮労働党の日本での工作活動拠点なのです。」との記載がある（乙第26号証。なお、同要請文は、同日付けで文部科学大臣宛てに提出されている。）。

(イ) 在日本大韓民國民団中央本部作成に係る平成22年（2010年）7月27日付け「朝鮮学校『高校無償化』に関する申し入れ書」には、「問題は教育を受ける子供たちの側にあるのではなく、教育機関たる朝鮮学校そのものにあるのです。…（中略）…朝鮮学校は運営面においても教科内容の面においても、また教育全般面においても朝鮮総連の指導を通じ北朝鮮政府の完全なコントロール下にあり、日本社会一般の常識をはるかに越えるような教育、指導が行われています。」「就学支援金が…（中略）…本来の趣旨から外れて実際には朝鮮総連への迂回支援に繋がることを本団は憂慮するものであります。」との記載がある（乙第27号証の1。平成24年（2012年）2月13日付け「朝鮮高級学校『高校授業料無償化・就学支援金支給制度』についての申し入れ書」（乙第27号証の2）も同旨。なお、各申し入れ書は、各同日付けで文部科学大臣宛てに提出されている。）。

ク 広島地方裁判所平成19年4月27日判決

被告第2準備書面第3の6(1)（16ないし18ページ）で述べたとおり、広島地方裁判所平成19年4月27日判決（乙第40号証）においても、広島朝鮮学園の実印が朝鮮学校の日常の管理運営を行っていた教育会の金庫で保管されていたこと、朝銀広島と広島朝鮮学園は、朝鮮総聯広島県本部の強力な指導の下にある傘下組織のようになっていたこと、広島朝鮮学園が学校

法人の形態をとったのは日本社会において行政の補助や助成を受けられる地位を確保するためであり、学校の日常的な運営は教育会が行っていたこと、広島朝鮮学園において理事会が開かれたことはほとんどないことなど、適正な学校運営がされていないと疑われる事実や朝鮮総聯が朝鮮学校を利用して資金を集めていると疑われる事実が多数認定されている。

上記のような本件不指定処分当時に存在した客観的事情からは、前記1(3)(9ページ以下)で述べた①ないし③を充足するといえないことが明らかであって、本件規程13条に適合するということはできない。したがって、支給対象外国人学校に指定するための要件を充足しないのであるから、九州朝鮮中高級学校を始めとする各朝鮮高級学校について不指定処分がされたことは当然であり、本件不指定処分に裁量権の濫用・逸脱はない。

(2) 本件不指定処分に裁量権の逸脱・濫用がないことは、不指定処分後の事情によっても明らかであること

ア 学校法人東京朝鮮学園に関する報告書

被告第2準備書面第3の6(2)(18ないし20ページ)で述べたとおり、報告書(乙第41号証)においては、監督官庁である東京都から、現地調査等に基づき、平成2年に東京朝鮮学園が所有する施設財産(第2グラウンド)が不適正に朝鮮総聯に対して供与されていたことなど、東京朝鮮学園と朝鮮総聯との間で不当な資金提供が行われていることが報告されており、九州朝鮮中高級学校についても、就学支援金を支給したとしても、当該資金が朝鮮総聯に不当に提供され、当該学校の生徒の授業料に係る債権の弁済に充当されない蓋然性が存在するといわざるを得ない。

また、報告書によれば、朝鮮高級学校の高級部3年の社会の教科書には、高級部以上の生徒は、朝鮮総聯の傘下団体である在日本朝鮮青年同盟(朝青)に加盟しているとの記載がある上、朝青の規約には、「朝青は、朝鮮民主主義人民共和国政府の政策を高く奉じ、在日本朝鮮人総聯合会の綱領を固守し、

総聯の諸般の決定執行において先頭に立つ。朝青は、自己の全ての事業を総聯の指導の下に進める。」、「朝鮮高級学校（東京、神奈川、茨城、北海道、愛知、京都、大阪、神戸、広島、九州）内には、朝青中央委員会の批准を受けて、朝青朝高委員会を組織する。」などとそれぞれ規定されていることが報告されている。朝青は、朝鮮総聯のホームページにおいても朝鮮総聯の傘下団体と位置づけられ（乙第154号証）、公安調査庁「内外情勢の回顧と展望」では、大衆運動を実施する傘下団体と位置づけられている（乙第29号証13ページ、乙第30号証13ページ）。また、朝青の組織の活動として北朝鮮を訪問して指導者を礼賛するなどしており、その機關誌においても、北朝鮮の指導者の偉大さを喧伝するなどし、「朝青大阪朝鮮高級学校委員会第59回大会」の報告として「今回の大会は朝青員が先輩の伝統を余すところなく引き継ぎ、大阪朝高の新たな姿、新たな気質を創造していく決意を一致させた意義深い場になりました。」などと記載しているところである（乙第156号証の1及び2）。このほか、朝青は、大阪朝鮮高級学校で大会と称する会合を実施するなどしており、こうした一連の事実は、反社会的側面を有することが強く疑われる朝鮮総聯の傘下団体と大阪朝鮮高級学校の結び付きの強さを示すものといえる。

イ 本件アンケート結果

被告第5準備書面第2の2(3)（17ないし21ページ）でも述べたとおり、本件アンケート（乙第55号証）及びそれに対する回答（乙第56号証）において、人事、体制、資金、教育等につき朝鮮高級学校と北朝鮮や朝鮮総聯との間につながりがあること、さらには、単につながりがあるにとどまらず、一体であることを述べているものなど、朝鮮高級学校につき、適正な学校運営がされていないと疑われる意見や、「不当な支配」を受けていると疑われる意見が散見された。

4 板垣意見書、三輪意見書、安達意見書及び成嶋意見書は、いずれも本件不指

定処分の違法性を根拠づけるものでないこと

(1) 原告らは、板垣竜太氏の意見書（甲A第61号証）（以下「板垣意見書」という。）、三輪意見書（甲A第140号証）、安達意見書（甲A第141号証）及び成嶋意見書（甲A第142号証）を根拠に、本件不指定処分が違法である旨主張するようである（原告準備書面(17)第1章第3の3(2)・17ページ以下、原告準備書面(18)、原告準備書面(21)第8の1・35ないし36ページ等）。

(2) しかしながら、被告第8準備書面第6の2(2)（57ページ）で述べたとおり、三輪意見書（甲A第140号証）は、無償教育の歴史、意義などのほか、国際人権規約等について、独自の視点から、独自の見解を述べるものにすぎず、支給法の目的、趣旨、るべき解釈論を踏まえないものといわざるを得ない。そのため、三輪意見書は、本件不指定処分が違法となることの根拠となり得るものではなく、三輪意見書に基づく原告らの主張は理由がない。

また、被告第8準備書面第6の2(1)（55ないし57ページ）で述べたとおり、安達意見書（甲A第141号証）も、自身の視点、立場から、自身の解釈を踏まえて、本件不指定処分及び本件省令改正に関する独自の意見を述べたものにすぎず、支給法及び本件規程13条の趣旨を正解しないものであって、本件不指定処分が違法であることの根拠となるものでない。安達意見書に基づく原告らの主張は、いずれも理由がない。

さらに、板垣意見書（甲A第61号証）も、朝鮮学校での民族教育や他団体との関連性等について自身の見解を述べたものであり、成嶋意見書（甲A第142号証）は、本件規程や教育基本法16条1項の「不当な支配」の解釈や、本件省令改正が違法であることなどについて、自身の視点、立場から本件不指定処分に関する独自の見解を述べたものにすぎない。

これらの意見書は、いずれも、教育基本法を前提とした教育関係法令の解釈の在り方や支給法及び本件規程13条の趣旨を正解しないものであって、

本件不指定処分が違法であることの根拠となり得るものでない。

5 本件不指定処分は、外交的、政治的理由によるものでないこと

- (1) 原告らは、本件不指定処分が外交的、政治的理由によりされたものであるなどとして、本件不指定処分が違法である旨する主張する。
- (2) しかしながら、本件不指定処分は、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らないことなどを理由とするものであるところ、被告第11準備書面第4の3(2)ア(55ないし57ページ), 前記2(2)(17ページ)などで繰り返し述べたとおり、本件規程13条の適合性は、処分時に存在した客観的事情により判断されるものであり、外交的、政治的理由などといった判断権者の内心ないし主觀を考慮しなければその適合性を判断することができないというような筋合のものでない。すなわち、処分時に存在した客観的事情に照らして、本件規程13条を始めとする指定の基準を満たしていないのであれば、判断権者の内心ないし主觀を問題にするまでもなく不指定処分をしなければならないし、逆に、処分時に存在した客観的事情に照らして本件規程13条を始めとする指定の基準を満たすのであれば、指定処分をしなければならず、そうであるにもかかわらず不指定処分がされたのであれば、判断権者の内心ないし主觀を問題にするまでもなく当該不指定処分は違法となるのである。

したがって、本件不指定処分が外交的、政治的理由によるものであるなどとしてその違法をいう原告らの主張は、そもそも失当である。

この点をおくとしても、本件不指定処分は、外交的、政治的理由により行われたものでない。そのことは、被告第4準備書面第4(19ないし21ページ), 被告第6準備書面第3(18ないし20ページ), 被告第11準備書面第5の2(4)(70及び71ページ)等で繰り返し述べたとおりである。

6 結論

以上述べてきたことからすれば、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の基

準に適合するものとは認めるに至らないとした文部科学大臣の判断が不合理といえないことは明らかであり、その裁量権の逸脱、濫用はないから、本件不指定処分は適法である。

第3 ハ規定の削除（本件省令改正）は、支給法の委任の趣旨を逸脱したものでないこと（争点②について）

1 原告らの主張の要旨

原告らは、ハ規定が高校無償化法の立証趣旨を実現するための原則的規定であり、これを削除することは法の委任の範囲を超えるものであって許されない、また、ハ規定削除の理由は政治的、外交的理由にありその判断過程に他事考慮の違法性を含むものである旨主張する（原告準備書面(2)第4・10ないし16ページ、原告準備書面(9)第2・2ないし6ページ等）。

2 原告らの主張に理由がないこと

(1) はじめに

ア 前記第2（7ページ以下）で述べたとおり、九州朝鮮中高級学校について、本件規程13条適合性が認められないことを理由とする本件不指定処分に裁量権の逸脱、濫用はなく、適法である。そして、被告第13準備書面第3（7ないし9ページ）で述べたとおり、確かに、平成25年2月20日付で行われた本件省令改正（ハ規定の削除）と本件不指定処分の先后関係は、一概には言えない部分があるが、仮に本件省令改正が本件不指定処分よりも先に効力を生じたとしても、万が一、本件省令改正（理由①）が違法と判断される場合には、ハ規定が存在することを前提とする理由②（本件規程13条に適合すると認めるに至らなかつたこと）が本件不指定処分を理由あらしめるものとなるため、結局、理由②が是認されるのであれば、本件省令改正（理由①）の有効性（争点②）を検討する必要はない。したがって、本件省令改正の適否を検討するまでもなく、原告らの請求

にいずれも理由がないことは明らかである。

イ 以下では、前記アの点をおいた上で、まず、委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かについてあるべき判断手法について述べ（後記(2)）、次いで、ハ規定を削除する本件省令改正が支給法の委任の趣旨を踏まえてされたものであって、支給法の委任の趣旨を逸脱しないことを述べて（後記(3)）、原告らの主張が誤りであることを明らかにする。

(2) 委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かについてあるべき判断手法

一般に、専門技術的事項は必ずしも国会の審議になじます、また、状況の変化に対応した柔軟性を確保する必要がある事項は法律で詳細に定めることが適当でないため、こうした事項については、法律の委任に基づいて行政機関が規定を定めること（委任命令）が認められている。委任命令によって国民の権利義務の内容を定めることも許容されるが、当該委任命令が委任をした法律（授權法）に抵触していれば違法であり、委任に際して行政機関に裁量が認められている場合でも、当該裁量の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合には違法となる。

そして、法律による委任の具体的な内容については、授權規定の文言のみならず、関係諸規定や授權法全体の解釈によって判断されるとするのが一般的である。委任命令が授權規定の委任の範囲内といえるか否かについての考慮要素は、①授權規定の文理、②授權規定が下位法令に委任した趣旨、③授權法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性、④委任命令によって制限される権利ないし利益の性質等が挙げられるとされている（岡田幸人・最高裁判所判例解説民事篇平成25年度19及び20ページ）。

(3) ハ規定を削除する本件省令改正は、支給法の委任の趣旨を踏まえてされたものであって、支給法の委任の趣旨を逸脱しないこと

ア 支給法2条1項5号は、就学支援金の支給対象校として指定され得る各種学校について「高等学校の課程に類する課程を置くものとして、文部科

学省令で定めるもの」と規定している。これは、高等学校の課程に類する課程を有するとして、国民の租税を財源として教育の機会均等を図るに値する教育機関であるか否かの判断については、教育行政に精通する行政機関の専門技術的知見が必要不可欠であることに鑑み、かかる行政機関の専門技術的判断を尊重して下位法令に委任したものであると解される。

また、支給法1条も、同法の目的について「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする」としつつも、後期中等教育課程に学ぶ者全てを漏れなく就学支援金の対象とすることを要求するものでない。

その他、外国人を専ら対象とする各種学校を含め、いかなる学校について「高等学校の課程に類する課程」を有するものとして就学支援金の支給対象校とするかについて、支給法上、行政機関の裁量を限定するような規定は見当たらない。

したがって、支給対象校をどのように定めるかについては、行政機関の広範な専門技術的裁量に委ねられていると解するほかない。

イ かかる専門技術的知見に基づく判断として、「高等学校の課程に類する課程」を有することが制度的に担保されている類型の学校として、本件省令1条1項2号イ（大使館等を通じて日本の高等学校に対応する外国の学校と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられていることが確認できるもの）及びロ（国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていることが確認できるもの）が規定された。

一方、これ以外の学校について、「高等学校の課程に類する課程」を有するとして、更にどこまでの類型の学校を就学支援金支給対象校とするかについては、支給法案に係る国会審議においても議論が重ねられたところである。その結果、各種学校については支給法の対象とならないことを原則としつつも、各朝鮮高級学校を含む一部外国人学校については、例外的

に支給法の対象となり得るものとされたが、その際、各朝鮮高級学校を含め、特定の学校について必ず支給するものとされたわけではなく、支給対象校をいかに定めるかは、やはり行政機関の専門技術的裁量に委ねられたのである。

このようにして、対象となる外国人学校として各朝鮮高級学校をも念頭に置いてハ規定が制定されたものであり、ハ規定に基づき「高等学校の課程に類する課程」を有するか否かを判断するための具体的基準として、本件規程が制定されたものである。

ウ 以上のような支給法の文理、趣旨、目的や立法経緯等に照らせば、ハ規定のような包括的な条項を設けるか否かも含めて、支給対象校をいかに定めるかについては、行政機関の専門技術的知見に基づく判断に委ねられたと解するのが、支給法の趣旨に合致するものといえる。

(4) ハ規定を削除する本件省令改正は、支給法の委任の趣旨を逸脱しておらず、適法、有效であること

これまで繰り返し述べたとおり、審査に限界があり問題性が明らかとなつた規定についてこれを放置せずに削除することは、支給法の適切な運用を担う文部科学大臣に課された責務であって、その専門技術的な裁量の範囲内であることは当然である。

この点、各朝鮮高級学校から支給対象外国人学校の指定の申請がされたが、各朝鮮高級学校については、これまで繰り返し述べ、前記第2の3（17ページ以下）で述べたような本件規程13条適合性に疑惑を生じさせる多数の事情があり、これらについて真偽を判断するための調査手法がないため、本件規程適合性審査を行うにつれ、本件規程13条適合性の審査に限界があり、ハ規定自体に問題があることが明らかとなった。

また、支給法の対象となるべく指定を求める外国人学校としていかなる各種学校が存在するかについては、教育行政を司る文部科学大臣において最も

よく把握するところであり、各朝鮮高級学校以外に指定の申請を行う学校があるか否かについても、これを最もよく判断し得るのは教育行政に通曉する文部科学大臣であることは明らかであるところ、各朝鮮高級学校以外には、ハ規定を根拠として申請をする学校はない状況であった。

このように、本件では、各朝鮮高級学校の審査の過程で、基準適合性の審査に限界があり、ハ規定の存在自体に問題があることが明らかになった上、教育行政に通曉する文部科学大臣において、各朝鮮高級学校のほかにハ規定に基づく申請をする学校がないと判断し得たことから、本件省令改正を行ったものである。

また、ハ規定を削除する本件省令改正は、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校に対して新たな義務を課したり既存の権利を奪うようなものでなく、各朝鮮高級学校において従来と同様の態勢の下で従来どおりの教育活動を行うことを何ら妨げるものでない。

したがって、本件省令改正が支給法の委任の趣旨を逸脱しないことは、明らかである。

(5) ハ規定の削除が外交的、政治的理由によりなされたものであるとの原告らの主張が失当であること

ア 上記のとおり、原告らは、ハ規定の削除が、外交的、政治的理由によりなされたものであるから違法である旨主張する。

イ しかしながら、被告第11準備書面第5の2(3)(69及び70ページ)及び前記(2)(33ページ)で述べたとおり、授権規定の文理、委任の趣旨、授権法の趣旨、目的等に照らして、委任命令が授権法の委任の趣旨を逸脱しないと判断される場合には、所管大臣の主觀いかんにかかわらず、当該委任命令は授権法の委任の趣旨を逸脱しないものとして適法、有効であるし、授権規定の文理、委任の趣旨、授権法の趣旨、目的等に照らして、委任命令が授権法の委任の趣旨を逸脱していると判断される場合には、所

管大臣の主観いかんを問題とするまでもなく、当該委任命令は授權法の委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効となる。

したがって、本件においても、ハ規定を削除する本件省令改正が支給法の委任の趣旨を逸脱するか否かについて、原告らのいうような外交的、政治的理由云々はそもそも無関係であるから、原告らの主張は失当というほかない。

ウ この点をおくとしても、ハ規定削除に至る基本的な事実経過に照らしても、ハ規定の削除は文部科学省内でもかねてからの懸案事項であったから、いずれにせよ、外交的、政治的理由によるものでないことが明らかであつて、原告らの主張には理由がない。

すなわち、被告第11準備書面第5の2(4)（70及び71ページ）及び前記第2の3（17ページ以下）で述べた諸事情から明らかなどおり、下村大臣が就任する以前から、報道等による各事情から朝鮮総聯と各朝鮮高級学校との間に「不当な支配」が疑われ、法令に基づく学校の運営が適正に行われていないのではないかとの疑惑を生じさせる事情が多數あつた。これら事実関係の有無について、各朝鮮高級学校に照会しても、その真偽が不明であり、それ以上真偽の確認もできない状態となっていた。審査会委員からも、審査に限界がある旨の意見が挙げられていた状況であつた。そのため、就学支援金にまつわる業務を所管していた望月主任視学官らは、各朝鮮高級学校について、これ以上審査を継続したところで本件規程13条の適合性を判断できるとは考えられない上、ハ規定は、適合性判断に疑惑が生じる事情があつても、その事実関係の真偽を判断するための調査権限もなく、その存在自体に問題があるとの心証を持った。そして、望月主任視学官らは、就任直後の下村大臣に対し、審査の状況とともに、各朝鮮高級学校についてこれ以上審査を継続しても本件規程13条の適合性を判断できるとは考えられないこと、ハ規定の存在自体に問題があるこ

とについても説明、報告した（乙第77、78および80号証）。下村大臣は、これら望月主任視学官らからの報告を受けて、不指定処分及び本件省令改正を行うこととしたものである。

以上の経過から明らかなどおり、各朝鮮高級学校に対する審査の過程で、ハ規定の問題性が把握され、審査を担当する文部科学省の事務方職員においてもハ規定の削除が検討されていた。ハ規定の削除は、文部科学省内でもかねてからの懸案事項であったものについて、ハ規定の存在自体に問題があることを踏まえて行われたものである。かかる省令改正の経緯において、下村大臣の外交的、政治的意見が、殊更に省令改正の内容や方向性に影響を与えたという事情は認められないであって、その意味においても、本件省令改正が外交的、政治的理由によるものでないことは明らかである。

第4 本件不指定処分が本件規程15条に違反するものでないこと（争点③について）

1 原告らの主張の要旨

原告らは、本件規程15条が、審査会の意見を聴くことが文部科学大臣が処分する際の必要条件であることを明確にしていること、第6回審査会の段階で、不指定となるべき根拠がなくなり、指定を前提とした留意事項が検討されており、朝鮮学校の指定に積極的であったにもかかわらず、本件不指定処分を行ったのは考慮すべきことを考慮せずになされたという点で、裁量逸脱及び濫用に当たることは明らかである旨主張する（原告準備書面(5)第2の4・12ないし17ページ、原告準備書面(21)第4の4及び5・16ないし18ページほか）。

2 原告らの主張に理由がないこと

(1) 審査会の意見は、文部科学大臣の判断の際の考慮要素の一つにすぎず、その内容によって、直ちに本件不指定処分の適法性が左右されるものでないこ

と

ア 被告第1準備書面第5の2（31及び32ページ）及び被告第2準備書面第7の1(3)（36及び37ページ）で述べたとおり、本件規程13条に定める指定要件を充足するか否かの検討は、その性質及び内容からして自ずと専門的、技術的検討を伴うものであり、国会での議論や本件規程の制定経緯からしてみても、まずは教育行政に通曉する文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられているのであって、審査会の意見についても、同大臣の上記裁量判断の際の考慮要素の一つにすぎない。

このことは、審査会の根拠規定、法令等上の位置づけからも明らかである。すなわち、支給法は、審査会の意見を聞くことはもとより、審査会を設置すること自体何ら規定しておらず、そもそも、審査会の意見を聞くことが法令上要請されているものでもない。もっとも、教育上の観点から客観的に判断するという点に鑑み、ハ規定による指定を行おうとするときは、その判断の際の考慮要素の一つとして、教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議で同大臣が定めるものの意見を聞くことが判断に資すると考えられた。そこで、文部科学大臣は、文部科学大臣決定により、本件規程15条の規定を設けたのである。

このように、審査会の意見は、同大臣が判断をする際の考慮要素の一つにすぎず、審査会の意見が当然に優先されなければならないものではない。

イ また、被告第8準備書面第6の2(1)エ（56ページ）で述べたとおり、一般に、行政処分に際して特定の機関に諮問することが規定されている場合の当該機関の意見については、諮問した行政庁を拘束しない。また、法令用語の点からも、拘束する場合には、「意見を聞く」、「意見を求める」などの文言でなく、「議により」などの文言により規定されるものとされている（法令用語辞典359及び360ページ。塩野宏・行政法III〔第四版〕84ページ）が、本件規程15条は、「文部科学大臣は、規則第1条

第1項第2号ハの規定による指定を行おうとするときは、あらかじめ、教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議で文部科学大臣が別に定めるものの意見を聞くものとする。」と定めるのみである。このような本件規程15条の規定ぶりからしても、審査会の意見が同大臣の判断を拘束するものでないことは明らかである。

よって、原告らの主張が、審査会の意見によって直ちに本件不指定処分の適法性が左右されるとの趣旨であれば、その前提自体失当というほかない。

(2) 本件不指定処分は、審査会の意見を踏まえたものであること

ア 九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校の指定の可否については、審査会で明確な結論を出すことは困難な状況にあり、原告らが主張するように、審査会が九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校の指定に向けて積極的であったとは到底いえないことは、被告第1準備書面第5の3(1)(32ページ)、被告第2準備書面第7の1(4)(37及び38ページ)、被告第3準備書面第5の2(22ないし34ページ)等で述べたとおりである。

すなわち、審査会の審査では、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校について、本件規程13条に適合するとの積極的な意見は出されていない。かえって、九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校の指定の可否について審査を開始した第4回審査会(平成23年11月2日)において、「朝鮮高級学校の審査に当たっては、これまで審査を行ってきたケースと異なり、時間がかかる可能性がある。懸念される点が多く指摘されていることもあり、いろいろな点を明らかにしていく必要があるのではないか。」との意見(乙第6号証の1)が出され、続く第5回審査会(同年12月16日)において、「朝鮮高級学校と朝鮮総連との関係など学校運営に不透明なことがあれば、疑惑がないようクリアにしていく必要があるのではないか。」との意見(乙第6号証の2)が出され、また、第6回審査会(平成

24年3月26日)において、「法令違反とまで判断しがたい場合でも、適正に学校運営が行われているかどうかは慎重に判断すべきではないか。」「いくら確認しても、すっきり指定することができるようにならない。留意事項の内容について検討すること自体はよいが、学校運営などの面で適正かどうか判断しがたいとも思われる。」「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのではないか。」との意見(乙第6号証の3)が出され、さらに、第7回審査会(同年9月10日)においても、「こちらも捜査権があるわけではないので、(引用者注:報道等で指摘されている事実に関する)真偽の確証を得ることについては限界がある側面もある」との意見(乙第6号証の4)が出されていた。

こうした審理状況に照らせば、九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校の指定の可否については、審査会で明確な結論を出すことが困難な状況であったことが明らかである。

イ 上記のように、第4回から第7回まで計4回にわたって開催された審査会において、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校の本件規程13条適合性について明確な結論を出すことが困難である旨の意見が出されていたこと、審査会の審査では、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校について同条に適合するとの積極的な意見が出されなかつたこと、望月主任視学官ら文部科学省職員からも、各朝鮮高級学校に対する審査に限界がある旨の報告を受けたことから、文部科学大臣は、これらの意見も考慮した上で、九州朝鮮中高級学校が同条に定める基準に適合するものとは認めるに至らないと判断し、本件不指定処分をしたものであり、むしろ審査会の意見を踏まえて本件不指定処分をしたのである。

(3) 小括

以上のとおりであるから、本件不指定処分は本件規程15条に違反するも

のでなく、原告らの主張には理由がない。

第5 本件不指定処分等は、行政手続法に違反するものでないこと（争点④について）

1 原告らの主張の要旨

原告らは、申請から不指定処分までに2年3か月を要した被告の行為は、申請が受理された後、迅速に処理することを義務付ける行政手続法6条及び7条に違反する（原告準備書面(2)第2の1・2及び3ページ、原告準備書面(6)第2・3ないし8ページ）、本件規程の判断に当たり、「不当な支配」の概念を読み込むことは、申請に当たっての十分な準備や、行政の応答の予測可能性を否定するものであり、同法5条1項に違反する（原告準備書面(10)第4の2(5)ないしウ・26及び27ページ）旨主張する。

2 原告らの主張には理由がないこと

(1) 本件申請に係る審査手続停止は違法でなく、行政手続法6条及び7条に違反しないこと

ア 被告第4準備書面第5（21ないし23ページ）で述べたとおり、行政手続法7条は、正当な理由による遅滞を許容していると解され、直ちに申請の審査を開始したとしても公正な判断を下せず、申請者の権利利益が害されるおそれがある場合には、当該状況が止むまで審査を開始しなかったとしても、同法7条に違反しないと解すべきである。

イ この点、被告第1準備書面第7の2（47ないし51ページ）、被告第2準備書面第4の2（25及び26ページ）、等で述べたとおり、九州朝鮮中高級学校に対する審査手続を一時停止したのは、北朝鮮による砲撃事件を契機として大韓民国との戦争が勃発する可能性も否定できないという、通常想定し難い事態が急きょ発生した中、同砲撃事件についての報道状況や世論も踏まえると、静ひつな環境の中で（報道状況や世論にとらわ

れず) 公正な審査をすることができるかどうかについて懸念があり、平常時のように客観的かつ公正な審査ができないおそれがあったからである。

このように、本件においては、直ちに申請の審査を開始したとしても、公正な判断を下すことができるかどうかについて懸念があり、申請者たる朝鮮高級学校の権利利益が害されるおそれがあったから、九州朝鮮中高級学校に対する審査手続を開始しなかったことは、行政手続法7条に違反しないことは明らかである。

そして、審査手続を再開してからは、審査会において平成23年11月、同年12月、平成24年3月及び同年9月の4回にわたって審査を行い、授業の内容や学校運営の適正性等、九州朝鮮中高級学校の基準適合性について審査を行ったものの、これまで繰り返し述べた本件規程13条の適合性に疑惑を生じさせる各種事情によって、同校が法令に基づく適正な学校運営をしていることに疑惑が生じ、そのために時間を要することはやむを得ないのであって、この点に鑑みても、本件不指定処分は、行政手続法6条及び7条に何ら違反するものでない。

(2) 本件規程及び本件不指定処分は、行政手続法5条1項に違反しないこと

行政手続法5条は、行政庁が許認可等をするかどうかの判断に当たって必要とされる審査基準を定めることを求める規定であるところ、原告らは、本件規程が審査基準に該当すると主張する(原告準備書面(10)第4の2(5)ア・26及び27ページ)。

しかし、ハ規定は、省令(同法2条1号、8号イ)であって、審査基準(同条8号ロ)ではない。また、本件規程は、ハ規定の「文部科学大臣が定めるところにより」との委任を受けて「高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるもの」の内容を定めた法規命令としての性格を有するものであって、裁量基準、解釈基準、審査基準、処分基準と異なり、国民に対する直接的な法的拘束力を有する規定である。したがって、本件規程が審査基準で

あることを前提として行政手続法5条違反をいう原告らの主張は、それ自体失当というほかない。

それに加え、教育基本法は、教育制度における「中心的地位を占める法律」(最高裁昭和51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号615ページ)であるから、「法令に基づく適正な学校運営」を求める本件規程13条適合性の審査に当たっては、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無を検討するのは、むしろ当然である。

したがって、本件規程及び本件不指定処分は、行政手続法5条1項に違反しないものであり、これについての原告らの主張には理由がない。

(3) 小括

以上述べたとおり、本件不指定処分等は、行政手続法5条ないし7条に違反するものでなく、原告らの主張には理由がない。

第6 本件不指定処分等は、原告らの受給権又は受給に向けた期待権を侵害するものでなく、憲法及び条約にも違反しないこと（争点⑤について）

1 原告らの主張の要旨

原告らは、九州朝鮮中高級学校の生徒を就学支援金の適用から除外した国の一連の行為が原告らの就学支援金の受給権又は就学支援金受給に向けた期待権を侵害する（原告準備書面(23)第3の1・5ページ）、本件不指定処分を含む無償化からの排除の一連の行為が差別に当たり憲法14条に違反する（原告準備書面(2)第5の2ないし4・16ないし20ページ）、本件不指定処分を含む無償化からの排除の一連の行為が国際人権A規約及び人種差別撤廃条約違反である（原告準備書面(1)第3・9ないし13ページ）旨るる主張する。

2 原告らの主張はいずれも誤りであること

(1) 原告らの受給権又は受給に向けた期待権を侵害しないこと

被告第13準備書面第4の2（9ないし11ページ）で述べたとおり、本

件不指定処分が適法である以上、原告らが就学支援金を受給する権利がないことは当然であって、そもそも受給権の侵害を観念する余地はない。

また、原告らが将来就学支援金を受給し得る可能性が論理的に皆無ではないといえることへの期待を有していたとしても、そのような抽象的な期待は、国賠法上保護された法的利益と評価することはできない。

したがって、かかる原告らの被侵害権利が認められる余地はなく、原告らの請求に理由がないことは明らかである。

(2) 本件不指定処分は、憲法14条に違反するものでないこと

被告第2準備書面第7（35ないし39ページ）等で述べたとおり、本件不指定処分は、定められた要件を充足しないことを理由としているのであり、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園の指定に当たって、九州朝鮮中高級学校と異なる取扱いをした事実はないし、既に繰り返し述べているとおり、本件不指定処分は、政治・外交上の理由によるものでもない。授益的処分の要件を充足しないことを理由に不指定処分を受けたことが差別に当たらないことは当然であり、本件不指定処分が憲法14条1項後段に反するものでないことは明らかである。

(3) 國際人權A規約に違反しないこと

ア 被告第5準備書面第1（4ないし13ページ）等で述べたとおり、ある条約について自動執行力が認められる（すなわち、国内法による補完・具体化がなくても、国内裁判所で判断根拠として適用できる）ためには、条約の基本的性格、我が国における司法と行政・立法との権力分立及び法的安定性等の観点から、①個人の権利義務を定め直接に我が国裁判所で執行可能な内容のものとするという条約締約国の意思が確認でき、②条約の規定において個人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を補完・具体化する法令を待つまでもなく国内的に執行可能であることが必要である（日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明5

項に関する最高裁平成19年4月27日第二小法廷判決・民集61巻3号1188ページ、宮坂昌利・最高裁判所判例解説民事篇平成19年度(上)432、433ページ、ヘーベル戦争条約3条に関する東京高裁平成14年3月27日判決・判例時報1802号76ページ、山本草二・国際法〔新版〕105ページ参照)。

イ 国際人権A規約13条2項(b)は、その文理上、私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を補完・具体化する法令を待つまでもなく国内的に執行可能であるといえないことは明らかであり、前記ア②の要件を満たしていない。また、私人の権利義務を定め直接に我が国裁判所で執行可能な内容のものとするという条約締約国の意思を確認することもできず、前記ア①の要件を満たすものでもない。したがって、国際人権A規約13条2項(b)は、我が国において、具体的な立法措置を経ることなく、そのままの形で実施される自動執行力のある条約でないから、裁判規範性を有するものでない。

そして、同規定が、中等教育における無償教育を直ちに完全実施すべきことや朝鮮高級学校を必ず支給法の対象校としなければならないものと義務付けているとは到底いえず、裁判規範性を認めることはできない。

ウ 国際人権A規約2条2項は、その文理上、私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を補完・具体化する法令を待つまでもなく国内的に執行可能であると断することはできず、前記ア②の要件を満たすものでない。また、同規約2条2項は、社会保障の権利の達成途上で、「人種…他の地位に対する客観的・合理的理由のない差別は許されない」との制裁規定であり、私人の権利義務を定め直接に我が国裁判所で執行可能な内容のものとするという条約締約国の意思を確認することはできず、前記ア①の要件を満たすものでもない。したがって、国際人権A規約2条2項は、裁判規範性を有するものでない。

エ 国際人権B規約26条も、その文理上、私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を補完・具体化する法令を待つまでもなく国内的に執行可能であると断ることはできず、前記ア②の要件を満たすものでない。また、同規約26条の内容も、同条と同趣旨の国際人権A規約2条2項を含めて締約国の政治的責任を宣言した国際人権A規約に規定されて、締約国における政治的責任を示したものと解される。

本件においては、就学支援金の支給が受けられることとなるか否かという正に社会権が問題となっており、国際人権A規約が適用される社会権に関する事柄であり、国際人権B規約26条についても、私人の権利義務を定め直接に国内裁判所で執行可能なものとするという条約締約国の意思を確認することはできず、前記ア①の要件を満たすものでもない。したがって、裁判規範性を有するものではない。

オ また、これまで述べてきたとおり、本件不指定処分は、本件規程13条の要件を満たすと認めるに至らないことに基づいてなされたものであり、本件不指定処分等が国際人権A規約2条1項、2条2項及び13条に違反するものでない。

(4) 人種差別撤廃条約に違反しないこと

ア 被告第5準備書面第1の6(2)(12ページ)で述べたとおり、人種差別撤廃条約2条2項及び5条については、いずれも、自動執行力を有さないから、同規定が国内法的効力を有していることを前提とする原告らの主張は、前提を欠くものであり、失当というほかない。

イ この点をおくとしても、本件不指定処分の主たる理由は、九州朝鮮中高級学校が本件規程の基準に適合すると認めるに至らなかつたことであり、本件規程に定める指定の基準及び手続等を離れて、原告らのみを差別して不指定としたというものでないし、民族、言語、社会的出身・社会的身分を理由としたものでもない。指定の基準を満たす学校及びその生徒等とそ

の基準を満たさない学校及びその生徒等との間で取扱いが異なるのは当然のことであり、これが不合理な差別的取扱いに当たるものではないから、そもそも差別云々を論じる余地がない。

ウ また、被告第5準備書面第1の6(3)(12及び13ページ)で述べたとおり、原告らが指摘する人種差別撤廃委員会の所見は、本件不指定処分の理由、就学支援金制度の仕組みや、支給法、本件省令、本件規程、本件規程13条の基準を十分理解せずにされたものであり、かかる所見を根拠として本件不指定処分が人種差別に基づくものとはいえない。

繰り返し述べるとおり、本件不指定処分の主たる理由は、就学支援金支給対象外国人学校の指定の要件を充足すると認めるに至らなかつたことにあるから、そもそも差別云々を論じる余地がなく、原告らの主張は失当といふほかない。

第7 結論

以上のとおり、原告らの請求は、いずれも理由がないから、棄却されるべきである。

以上

略称語句使用一覧表

2018/9/13

用語	略語	記載書面	ページ数
学校法人福岡朝鮮学園	本件法人	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学援金の支給に関する法律（甲第1号証）	支給法	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（文部科学省令第13号。甲第3号証）	本件省令	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号への規定に基づく指定に関する規程（甲第4号証）	本件規程	答弁書	4
本件法人が、本件規程14条に基づき文部科学省に提出した申請書類（甲第12号証、乙第1号証）	本件申請書類	答弁書	4
朝鮮民主主義人民共和国	北朝鮮	答弁書	5
大韓民国	韓国	答弁書	5
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第3号）	本件改正省令	答弁書	6
本件省令1条1項2号ハを削除したこと	本件省令改正	答弁書	6
文部科学大臣が、平成25年2月20日付けで本件法人を含む朝鮮高級学校について不指定の処分を行ったこと（甲第13号証）	本件不指定処分	答弁書	6
本件法人が、文部科学大臣に対し、本件省令14条1項に基づき、本件省令1条1項2号ハに基づく指定を受けるための申請	本件申請	答弁書	6
高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議	検討会議	答弁書	10
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権A規約	答弁書	11

略称語句使用一覧表

2018/9/13

市民及び政治的権利に関する国際規約	国際人権B規約	答弁書	11
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	答弁書	11
民族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言	マイノリティ宣言	答弁書	12
我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校	外国人学校	第1準備書面	4
就学支援金の支給の対象となる学校	支給対象外国人学校	第1準備書面	4
国家賠償法	国賠法	第1準備書面	4
生徒又は学生	生徒等	第1準備書面	5
在日本朝鮮人総聯合会	朝鮮総聯	第1準備書面	6
公立高等学校以外の高等学校等	私立高等学校等	第1準備書面	7
高等学校等就学支援金の支給に関する審査会	審査会	第1準備書面	32
文部科学省初等中等教育局財務課 高校修学支援室	支援室	第1準備書面	32
株式会社整理回収機構	機構	第1準備書面	34
原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(1)	原告準備書面(1)	第2準備書面	4
原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(2)	原告準備書面(2)	第2準備書面	4

略称語句使用一覧表

2018/8/13

広島地方裁判所平成19年4月27日判決（乙第40号証）	広島地裁判決	第2準備書面	16
平成25年11月の東京都による「朝鮮学校調査報告書」（乙第41号証）	報告書	第2準備書面	18
最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決	昭和51年最高裁判決	第2準備書面	22
原告らの2014年（平成26年）12月15日付け準備書面(3)	原告準備書面(3)	第3準備書面	4
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(5)	原告準備書面(5)	第4準備書面	3
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(6)	原告準備書面(6)	第4準備書面	3
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(8)	原告準備書面(8)	第5準備書面	4
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(9)	原告準備書面(9)	第5準備書面	4
原告らの平成27年11月6日付け準備書面(10)	原告準備書面(10)	第5準備書面	4
原告らの平成27年12月9日付け準備書面(11)	原告準備書面(11)	第5準備書面	4
大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏	伊地知氏	第5準備書面	17
大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏が大阪府下にある朝鮮学校に子どもを就学させている保護者に対して平成26年に行ったアンケート調査	本件アンケート	第5準備書面	17
下村前文部科学大臣	下村大臣	第5準備書面	25
原告らの2016年3月7日付け準備書面(12)	原告準備書面(12)	第6準備書面	5

略称語句使用一覧表

2018/9/13

原告らの2016年6月1日付け 準備書面(13)	原告準備書面(13)	第8準備書面	5
原告らの2016年6月9日付け 準備書面(14)	原告準備書面(14)	第8準備書面	5
原告らの2016年9月27日付 け準備書面(15)	原告準備書面(15)	第8準備書面	5
原告らの2016年9月27日付 け準備書面(16)	原告準備書面(16)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付 け準備書面(17)	原告準備書面(17)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付 け準備書面(18)	原告準備書面(18)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付 け準備書面(19)	原告準備書面(19)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付 け準備書面(20)	原告準備書面(20)	第8準備書面	5
平成28年3月29日付け「朝鮮 学校に係る補助金交付に関する留 意点について(通知)」	平成28年通知	第8準備書面	5
成嶋隆氏の「朝鮮高校生就学支援 金不支給違憲損害賠償請求事件に 関する意見書」	成嶋意見書	第8準備書面	28
安達和志氏作成の2016年5月 20日付け「意見書」	安達意見書	第8準備書面	54
三輪定宜氏作成の2016年9月 22日付け「朝鮮高校生就学支援 金差別事件に関する意見書—無償 教育の意義と朝鮮高校生就学支援 金差別の不当性—」	三輪意見書	第8準備書面	55
「決裁・供覽」という表題の文書	決裁・供覽	第8準備書面	60

略称語句使用一覧表

2018/9/13

原告らの2017(平成29)年4月6日付け求釈明申立書	求釈明申立書(2)	回答書(3)	2
望月禎主任視学官	望月主任視学官	回答書(3)	2
原告らの2017(平成29)年6月12日付け求釈明申立書	求釈明申立書(3)	第9準備書面	2
原告らの2017(平成29)年5月23日付け準備書面(21)	原告準備書面(21)	第10準備書面	3
大阪地方裁判所平成25年(行ウ)第14号高等学校等就学支援金支給校指定義務付等請求事件に係る平成29年7月28日判決	大阪地裁判決	第10準備書面	3
最高裁判所平成18年2月7日第三小法廷判決	平成18年最高裁判決	第10準備書面	8
平成29年7月14日付け被告第9準備書面	被告第9準備書面	第10準備書面	9
原告らの2017(平成29)年9月12日付け文書提出命令申立書	文書提出命令申立書	文書提出命令申立書に対する意見書	2
文書提出命令申立書第1の1の文書	文書1	文書提出命令申立書に対する意見書	3
文書提出命令申立書第1の2の文書	文書2	文書提出命令申立書に対する意見書	3
文書提出命令申立書第1の3の文書	文書3	文書提出命令申立書に対する意見書	4
本件省令1条1項2号ハ	ハ規定	第11準備書面	6
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学援金の支給に関する法律	法	第11準備書面	13
在日本朝鮮青年同盟	朝青	第11準備書面	37
店舗販売業者が店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与を行うこと	郵便等販売	第11準備書面	66

略称語句使用一覧表

2018/9/13

原告らの2017(平成29)年9月12日付け証拠申出書	証拠申出書(1)	証拠申出書に対する意見書	3
原告らの2017(平成29)年12月6日付け証拠申出書	証拠申出書(2)	証拠申出書に対する意見書	3
前川喜平氏	前川氏	証拠申出書に対する意見書	3
三輪定宣	三輪氏	証拠申出書に対する意見書	3
前川氏の陳述書	前川陳述書	証拠申出書に対する意見書	10
原告らの2018(平成30)年2月23日付け文書提出命令申立の補充意見書	原告ら補充意見書	文書提出命令申立の補充意見書に対する反論	2
被告の平成29年11月9日付け文書提出命令申立書に対する意見書	被告文提意見書	文書提出命令申立の補充意見書に対する反論	2
和田勝行支援室長	和田室長	文書提出命令申立の補充意見書に対する反論	2
ハ規定を削除したこと	理由①	第13準備書面	2
本件規程13条に適合すると認めると至らなかつたこと	理由②	第13準備書面	2
板垣竜太氏の意見書	板垣意見書	最終準備書面	30